

別表1 (第4条関係)

対象となるリフォーム工事 (住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う工事を対象とする。)			
外部	1	屋根の葺き替え、塗替え	
	2	防水改修	
	3	外壁の張替、塗替え	
内部	1	床、内壁、天井の張替、塗替え	10 キッチンの取替え
	2	畳の取替え	11 洗面化粧台の取替え
	3	床の段差解消	12 トイレの便器取替え
	4	建具の取替え	13 窓、網戸、玄関ドア調整、取替え
	5	階段の改修	14 ガラスの取替え
	6	間取りの変更	15 造り付け収納家具の取り付け
	7	断熱材の取替え、新設	16 手すりの設置
	8	水回りの防水、防露改修	17 基礎、柱、梁等の補強
	9	浴室の改修	
設備	1	電気工事を必要とする照明機器等の設置、取替え	
	2	ガス管や水道管電気配線設備の設置、取替え	
	3	給湯器、ボイラー取替え	
	4	火災報知器の設置	
共通	対象工事に伴って必要となる工事・費用		
列記されている工事の他に、性能や機能を回復・向上させるものや、住環境を整備する工事として効果があると町長が認めた工事			
対象とならないリフォーム工事 (容易に取り外しが可能な機器や、居住に直接結びつかない工事は対象外とする。)			
1	家電製品の設置 厨房器具、照明器具、その他これらの製品に類するもの		
2	厨房製品の設置 食器洗浄器、ガスコンロ、電気調理器、その他これらの製品に類するもの		
3	衛生製品の設置 シャワートイレ便座のみの取替え、その他これらの製品に類するもの		
4	その他 既製家具、太陽光設備、各種アンテナ、カーテン、解体工事、外構等		